

裁 決 書

審査請求人 住所 ○○市○○○○
○○○○

氏名 X
処 分 庁 Y市福祉事務所長

上記審査請求人から令和2年4月14日に提起された上記処分庁の保護変更申請却下処分に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇号でした審査請求人に対する保護変更申請却下処分を取り消す。

事 実

審査請求人は、令和〇年〇月〇日、処分庁に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）上の指定医療機関である〇〇〇〇（以下「本件医療機関」という。）が発行した同月〇日付け通院証明書（以下「本件通院証明書」という。）を提出した。

処分庁は、審査請求人から本件通院証明書の提出があったことをもって、事後的に移送の給付に係る保護変更申請（以下「本件申請」という。）があったものとみなし、同年〇月〇日付で、本件申請を却下する処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け保護申請却下通知書により審査請求人に通知した。

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、茨城県知事に対し審査請求に及んだものである。

理 由

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分の取消しを求め、おおむね次のとおり主張した。

通院移送費の申請の却下理由が分からず、説明もない。骨折やけがにより救急車で運ばれ入院した際も説明がなかった。申請潰しをしているのではないか。

2 処分庁の弁明

処分庁は、本件審査請求の棄却を求め、おおむね次のとおり主張した。

- (1) 審査請求人から本件医療機関への通院交通費の支給に係る相談があり、令和〇年〇月〇日に本件通院証明書の提出があったことから、移送の給付の申請があつたものとみなし、同月〇日に本件医療機関に対して移送の給付の要否についての意見を求め、同年〇月〇日付けで審査請求人の主治医から給付要否意見書の提出を受け、また、同月〇日に処分庁の嘱託医から給付に係る意見を聴取した上で、同月〇日にケース診断会議を行った。
- (2) 通院交通費支給に係る給付要否意見書中の主治医の意見は、傷病名は〇〇であり、傷病の程度及び給付を必要とする理由としては、〇〇の症状、所見は落ち着いているが、再燃の危険性があり、専門的経過観察が必要で、再燃時の速やかな入院治療の判断を要するため、1か月に1日、移送の給付を要する旨の意見であった。
- (3) 一方、処分庁の嘱託医の意見は、審査請求人の傷病である〇〇は約〇年前に発症したもので、現在は症状がなく落ち着いており、処方も2か月おきと経過を見ている状態なので、専門科通院が必ずしも必要とは考えられず、他の疾患も含めて一般診療で経過を見ることとし、異常があれば専門科への紹介で良いと考えられるとの意見であった。
- (4) 令和〇年〇月〇日のケース診断会議においては、本件通院証明書に記載された通院日である同年〇月〇日の受診（以下、この日の通院を「本件通院」という。）は、〇〇及び〇〇の傷病を理由としたものであり、同年〇月〇日付けの移送の給付の要否に係る給付要否意見書（以下「本件移送給付要否意見書」という。）の条件を満たさず、また、「生活保護手帳 別冊問答集 2019年度版 第2編 医療扶助運営要領関係」（以下「問答集」という。）問60の2の同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにするとの観点から、本件申請は通院交通費の給付要件に該当しないとの結論に至った。

3 審査庁の判断

(1) 法の規定等について

ア 法の規定について

保護の種類として医療扶助を掲げ（第11条第1項第4号）、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、移送等において行われるとするとされている（第15条柱書）。

イ 医療要否意見書について

(ア) 医療要否意見書の発行について

医療扶助の開始につき申請があった場合は、福祉事務所は、申請者に対し、担当職員が所要事項を記載した医療要否意見書を発行し、申請者に対して、速やかに指定医療機関において所要事項の記入を受けて、これを福祉事務所長に提出するよう指導することとされている（生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局通知（以下「運営要領」という。））第3の1③ア）。

また、その際、指定医療機関については、「要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関であること」等を標準として選定することとされている（運営要領第3の1③オ）。

なお、医療給付要否意見書の提出については、申請者の事情等により、指定医療機関から直接提出させても差し支えないとされている（運営要領第3の1③イ）。

④ 医療扶助の継続について

医療扶助を受けている者が3か月を超えて医療を必要とするときは、3か月を経過するごとに、上記⑦に定めるところに準じて発行した医療要否意見書により、医療扶助継続の要否を検討することとされている（運営要領第3の3①）。

ウ 移送の給付について

① 納付の方針

移送の給付は、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとされ、また、経済的かつ合理的な経路及び交通手段の判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすることとされている（運営要領第3の9①）。

また、移送の給付に当たっては、画一的な取扱いを行うべきでなく、個々の事案毎にその内容を審査する必要があるとするとともに、一般論として、他の患者の多くが同一の傷病で比較的近距離にある診療所に受診しているにもかかわらず、被保護者の居住地から主治医でもない遠方にある病院までの交通費について申請があった場合は、同一の病態にある他の患者との均衡を失するものと取り扱ってよいとされている（問答集問60の2）。

② 納付の範囲

移送の給付の範囲については、医療機関に電車・バス等により受診する場合において当該受診に係る交通費が必要なとき等に給付を行うとされ、また、受診する医療機関については、原則として、要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限ることとされている。

ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められるとされている（運営要領第3の9②）。

③ 納付手続

a 納付手続の周知

要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知することとされている（運営要領第3の9③ア）。

b 納付決定に関する審査

被保護者から申請があった場合、福祉事務所において、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行った上で、その必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費については、原則として給付の対象にならないとされている（運営要領第3の9③イ）。

(1) 事後申請の取扱い

緊急の場合等であって、かつ、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても、内容を確認の上、給付を行って差し支えないとされている（運営要領第3の9③エ）。

また、ここにいう「緊急の場合等」については、休日・夜間等の福祉事務所が閉庁時の突発的な傷病又は傷病等の状態により福祉事務所へ連絡できない状況等は、事後の申請でもやむを得ないとされている。さらに、福祉事務所が被保護者に対して、移送の給付の内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要である旨を文書にて知らせていなかったことから、当該保護者が事前の申請が困難であった場合についても、緊急の場合に準じて取り扱うものとされている（問答集問60の3）。

(2) 本件処分について

ア 事件記録等から、本件処分に至るまでの事実の経過は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 審査請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで、〇〇のため本件医療機関に入院した。

(2) 処分庁は、令和〇年〇月〇日付けで、本件医療機関に対し、審査請求人に係る同年〇月〇日以降の医療の要否について意見を求めるため、医療要否意見書を発行した。

(3) 本件医療機関は、同年〇月〇日付けで、処分庁に対し、傷病名は「〇〇」、「〇〇」及び「〇〇」であり、「入院外医療を要すると認めます。」と記載された医療要否意見書を提出した。

(4) 同月〇日、処分庁の職員が審査請求人に対し、運営要領第3の9③の移送の給付の給付手続を説明し、併せて、審査請求人から、交通手段については医療機関まで電車とバスを利用しているとの申出があったことから、支給範囲を最小限度の実費として領収書の提出は求めない旨説明した。

また、審査請求人に対し、通院証明書の様式を交付した。

(5) 令和〇年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に対し、本件通院証明書を提出した。本件通院証明書には、審査請求人が同月〇日に〇〇及び〇〇のため本件医療機関に通院したことを本件医療機関が証明する旨記載されていた。

- (イ) 処分庁は、本件通院証明書の提出をもって、審査請求人から、本件申請があつたものとみなし、同月〇日付で、本件医療機関に対し、審査請求人に係る移送の給付の要否についての意見を求めた。
- (ウ) 本件医療機関は、同年〇月〇日付で、処分庁に対し、本件移送給付要否意見書を提出した。本件移送給付要否意見書には、傷病名は「〇〇」、傷病の程度及び給付を必要とする理由は「現在、〇〇の症状、所見は落ちついているが、再燃の危険性があり、専門的経過観察が必要で、再燃時の速やかな入院治療の判断を要するため。」として、1か月に1日の通院について移送の給付を要する旨の意見が記載されていた。
- なお、〇〇及び〇〇に係る記載はなかった。
- (エ) 処分庁の嘱託医は、同月〇日、本件移送給付要否意見書について、「嘱託医意見」欄に、「約〇年前の〇〇で現在は症状がなく落ち着いており、処方も2か月おきと経過を見ている状態なので、専門科通院が必ずしも必要とは考えられず、一般診療にて他2疾患も含めて経過を見ることが良いと考えられる。異常あれば専門科へ紹介で可」との意見を付した。
- (オ) 処分庁は、同月〇日、ケース会議において、本件申請の取扱いを検討し、本件移送給付要否意見書を精査した結果、本件医療機関への通院が必ずしも必要とは考えられず、市内最寄りの医療機関において一般診療で経過を見ることが可能であり、自転車等での通院が可能であるため、通院交通費を支給しないこととした。
- (カ) 処分庁は、同年〇月〇日付で、「主の症状について、主治医及び嘱託医から徴取した意見を踏まえ、ケース診断会議を実施した結果、主が現在通院している医療機関以外に、主宅から比較的近距離に所在する医療機関での受診が可能であり、経済的かつ合理的な経路及び交通手段について判断した結果、通院交通費支給については却下とします。」との理由により、本件処分を行った。

イ まず、本件申請は、本件通院に係る移送の給付を求めるものであり、本件通院は、上記ア(イ)のとおり、〇〇及び〇〇によるものであり、処分庁は、本件申請の審査に当たっては、審査請求人の〇〇及び〇〇による通院について、移送の給付が必要かどうかを検討する必要があることから、この点について検討することとする。

上記(イ)ウ(イ)bのとおり、被保護者から申請があった場合は給付要否意見書により主治医の意見を確認するとされているところ、上記ア(イ)のとおり、本件移送給付要否意見書に記載された本件医療機関の意見は、〇〇に係るもののみであり、〇〇及び〇〇に係る意見の記載は認められない。

したがって、処分庁が〇〇及び〇〇を理由とした移送の給付が必要かどうかについて、主治医の意見を確認したと認めることはできない。

また、上記ア(イ)のとおり、処分庁の嘱託医の意見も、専ら〇〇に係るものであつて、〇〇及び〇〇に係る記載は認められない。嘱託医の意見の中には、〇〇の経過については一般診療で他2疾患も含めて経過を見ればよい旨の記

載があるものの、ここにいう「他2疾患」がどのような疾患を指すのか、本件給付要否意見書等からは明らかではなく、○○及び○○を指すものと認めることはできない。

以上のことから、本件処分に当たっては、本来必要であった○○及び○○係る移送の給付の要否についての審査が十分に行われておらず、本件処分に至る判断の過程に重大な誤りがあると言わざるを得ない。

ウ 次に、処分庁は、本件通院は○○及び○○を理由としたものであり、本件移送給付要否意見書の条件を満たさない旨主張していることから、この主張について検討することとする。

この主張は、本件移送給付要否意見書における本件医療機関の意見の中に○○及び○○に係る記載がなかったことを理由として、本件申請を却下した旨の主張と解されるが、上記イのとおり、処分庁は、本件申請の審査に当たっては、審査請求人の○○及び○○による通院について移送の給付が必要かどうか検討する必要があったところ、本件移送給付要否意見書に○○及び○○に係る記載がなければ、それらに関する意見の記載を求めるべきであったのであり、それらに関する意見の記載がなかったことをもって直ちに本件申請を却下すべき理由とはできない。

エ 次に、処分庁は、別冊問答集問60の2により、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにするために、本件申請を却下した旨主張しているので、この主張について検討することとする。

(ア) 上記(イ)ウ(ア)のとおり、別冊問答集問60の2は、「他の患者の多くが同一の傷病で比較的近距離にある診療所に受診しているにもかかわらず、被保護者の居住地から、主治医でもない遠方にある病院までの交通費について申請があった場合」に係るものである。

(イ) 上記(ア)イ(ア)のとおり、福祉事務所が医療要否意見書を発行する際は「要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関であること」等を標準として、指定医療機関を選定することとされていることころ、処分庁は、上記(イ)ア(ア)のとおり、令和〇年〇月〇日付けで本件医療機関に対し医療要否意見書を発行していることから、処分庁は、本件医療機関を、審査請求人の居住地等に比較的近距離に所在するものと判断していたことが推認される。

(ウ) また、上記(イ)ウ(ア)bのとおり、被保護者から申請があった場合は給付要否意見書により主治医の意見を確認するとされているところ、上記(イ)ア(ア)のとおり、処分庁は本件医療機関に意見を求めていること、併せて、事件記録のうち、ケース記録票には「令和〇年〇月〇日記録・・・主が定期通院している〇〇〇〇に訪問し、主治医に給付要否意見書を手渡した。」との記載があることから、本件医療機関の医師が審査請求人の主治医であったことが認められる。

(エ) 上記(ア)及び(イ)からすれば、本件申請が、別冊問答集問60の2の「被保護者の居住地から、主治医でもない遠方にある病院までの交通費について

申請があった場合」に該当すると認めることはできない。

- (イ) その他、処分庁からは、本件申請を認めた場合、どのような理由により同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失するのかということについて、具体的な主張はない。
- (ロ) よって、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにするため本件申請を却下したとの処分庁の主張は、認めることができない。
- (ヲ) 以上のことから、本件審査請求には、理由がある。

よって、主文のとおり裁決する。

令和3年8月2日

茨城県知事 大井川 和彦